

広島県漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

広島県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第一条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三五日市漁港フィッシュヤリーナ施設艇置施設の項中「一隻一日につき」を「一隻一回につき二四時間まで」に改める。

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第二条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二係留施設の項中「係留一回一日につき」を「係留一回につき二四時間まで」とに「」に改める。

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第三条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一艇置施設の項中「一隻一日につき」を「一隻一回につき二四時間まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に漁港施設又は港湾施設の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。